

第2号様式の3

平成27年度第2回法務省総合評価委員会審議概要

開催日及び場所	平成27年10月9日(金) 13:45~14:30 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学監査室長) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成27年4月1日から平成27年7月31日まで	
【工事】		(備考)
抽出対象案件	総件数 0 件	
類	高度技術提案型 0 件	
型	標準I型 0 件	
	標準II型 0 件	
	簡易型(一般タイプ) 0 件	
	簡易型(施工実績タイプ) 0 件	
【業務】		(備考)
抽出対象案件	総件数 0 件	
類	標準型 0 件	
型	簡易型 0 件	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

意見・質問	回答
<p>(議題) 総合評価落札方式において協力雇用主に対してポイント加算する入札手続の実施について(平成27年度栃木刑務所国際対策室棟新営工事)</p> <p>協力雇用主としての刑務所出所者等の雇用実績を、総合評価の評価項目のうちの地域精通度の範囲内で評価しているのはなぜか。</p> <p>「刑務所出所者等」について、更生保護法第48条に定める保護観察対象者及び同法第85条に定める更生緊急保護の対象となる者としているが、いわゆる満期出所者を対象としていないのはなぜか。</p> <p>本件については、何らかの形で広く周知しているのか。</p> <p>入札参加者を当該地域の業者に限定していないが、全国の他の場所で登録した協力雇用主が参加することは想定していないのか。</p> <p>平成26年度以降の雇用実績を評価対象としているが、それ以前の雇用実績を評価対象</p>	<p>一般的に、地域精通度では、施工場所のある地域の事情に通じていることによる工事情質の確保・向上等を評価対象としていますが、協力雇用主は、その活動などを通じ、施工場所である収容施設の事情に通じているため、工事情質の確保・向上等が図れるものであり、基本的な考え方は同じであることから、地域精通度の範囲で評価しています。</p> <p>いわゆる更生保護の対象者については、保護観察所が把握していることから、客観的に確認することが可能ですが、いわゆる満期出所者については、それを客観的に確認することが困難であることから、公正性を必要とする入札手続における総合評価の評価対象とすることが困難と判断したものです。</p> <p>通常、現地契約案件については、現地官署やその近隣の公的機関の掲示板に掲載するだけですが、本件については、それ以外に、法務省ホームページに入札公告を掲載するとともに、トップページの「お知らせ」にも、協力雇用主の雇用実績を評価する事案である旨を掲載しました。</p> <p>対象工事の規模が比較的小さいことから、入札参加者は比較的小規模の業者と見込まれ、事実上、その地域の業者のみが参加することになると考えています。</p> <p>保護観察所において客観的に確認できる期間に限度があり、このような結論となったも</p>

としていないのはなぜか。

刑務所出所者等は元請に雇用されているとは限らず、より小規模な、下請けに入るような業者に雇用されている可能性もあるのではないか。本件程度の工事を請け負う規模の業者が、どのくらいの割合で刑務所出所者等を雇用しているのかは確認しておくべきである。

のです。

今後、検証を行うに当たっての参考とさせていただきます。